

副本

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原 告 大川原化工機株式会社 ほか5名

被 告 国 ほか1名

上 申 書

令和4年6月24日

東京地方裁判所民事第34部合議甲A係 御中

被告国指定代理人

井 上 恵理子

古 川 善 健

北 口 直 雄

被告国は、本件訴訟における被告国に係る裁判所提示の争点案について、以下のとおり上申する。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

1 はじめに

被告国は、第3回口頭弁論期日において、裁判所から、本件事案の争点について、別紙「事務連絡」の【争点】（責任論）（対被告ら）記載の(1)ないし(5)（以下、順次「裁判所提示の争点(1)」ないし「裁判所提示の争点(5)」という。）のとおりであるか否かについて説明を受けた。

本件訴訟における現在の審理状況は、第3回口頭弁論期日において、被告国及び相被告東京都が訴状に対する反論の準備書面を陳述したことを受け、原告らにおいて、次回期日までに、これらの準備書面に対する反論の準備書面を提出する予定となっているところ、被告国や相被告東京都の主張に対する原告らの反論が未了である以上、裁判所の提示に係る上記争点についても、飽くまで現時点における暫定的なものと位置づけざるを得ないが、かかる前提に基づき、被告国が認識する現時点における争点について、以下のとおり述べる。

2 被告国が認識する本件訴訟の争点について

(1) 本件訴訟の基本的な争点について

原告らは、本件訴訟において、[] 檢事による本件各勾留請求及び本件各起訴が国賠法上違法である旨主張しているところ、被告国準備書面(2) 1 6ないし2 6ページで述べたとおり、検察官による勾留請求が国賠法上違法であると評価されるのは、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がなく、又は被疑者について勾留の必要性がなかったにもかかわらず、検察官として事案の性質上当然すべき捜査を著しく怠り又は収集された証拠についての判断・評価を著しく誤るなどの合理性を欠く重大な過誤により、これ

を看過して勾留請求がされた場合であることを要すると解するのが相当であり（東京地裁平成2年6月12日判決・判例時報1362号80ページ参照）、また、検察官による起訴は、有罪と認められる嫌疑があると判断した検察官の証拠評価及び法的判断が、法の予定する一般的な検察官を前提として、通常考えられる検察官の個人差による判断の幅を考慮に入れても、なおかつ行き過ぎで、論理則、経験則に照らして到底その合理性を肯定することができない程度に達している場合に、初めて国賠法上違法と判断されると解すべきである。

これを本件訴訟についてみると、[] 検事が本件各勾留請求時点及び本件各起訴時点において、「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」、「有罪と認められる嫌疑」との関係で、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると判断したことが合理性を欠くと判断される場合には、本件各勾留請求及び本件各起訴が国賠法上違法と評価されることになる。

そのため、被告国は、本件訴訟における基本的な争点は、「[] 検事が本件各勾留請求時点及び本件各起訴時点において本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると判断したことが不合理といえるか」であると認識している。

(2) 裁判所提示の争点(1)ないし(3)について

検察官が本件各勾留請求及び本件各起訴に当たって行う本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性の判断は、①本件要件ハの法解釈、②前記①の法解釈を前提とした本件各噴霧乾燥器へのあてはめの二段階の検討を経て行われるものである。

この点、裁判所提示の争点(1)ないし(3)は、前記①本件要件ハの法解釈についての検察官の判断の不合理性に関するものと言い換えることができるが、かかる争点は、検察官が依拠した法解釈が客観的に誤っていた場合において、検察官が当該法解釈に依拠することとした判断が不合理といえるかと

いう争点であって、検察官が法解釈を誤ったことを前提とするものであり、仮に検察官の依拠した法解釈が客観的に誤っていないのであれば、かかる点は、もはや争点とはなり得ないことになる（検察官が依拠した本件要件ハに係る法解釈が、最終的に法解釈を行う裁判所において、客観的に誤りのないものといえるのであれば、裁判所提示の争点（1）ないし（3）に係る検察官の判断の不合理性に係る主張は、それ自体失当ということになる。）。

そうである以上、検察官が本件各勾留請求及び本件各起訴に当たって行った本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性の判断に係る裁判所提示の争点（1）ないし（3）については、検察官が依拠した当該事項に係る法解釈の客観的な適否（すなわち、（1）本件要件ハの「殺菌」に「乾燥殺菌」が含まれないといえるか、（2）貨物等省令2条の2第1項該当性が認められるためには、同項2号に規定された細菌の一種類を殺菌することができることでは足りないか、（3）曝露防止のための構造を備えていることが規制要件となるか）が法解釈論上の争点として論理的に先行することになる。そして、上記法解釈論上の争点についての検討の結果、検察官が依拠した法解釈が客観的に誤っていると認められた場合には、そのような誤った法解釈に依拠することとした判断が不合理といえるか否かが問題となり、予備的な争点として、裁判所提示の争点（1）ないし（3）に係る解釈を採用した検察官の判断の不合理性が争点となるものと位置づけられるべきである。

そして、被告国は、被告国準備書面（1）14ページで述べたとおり、いずれも、「殺菌」の方法や対象に貨物等省令の文言上、限定等を設けていない

1 念のため付言するに、被告国の本件要件ハの「殺菌」の対象に関する主張は、貨物等省令2条の2第1項で規定された細菌等の微生物のうち一種類でも足りるというものである（被告国準備書面（2）9ページ、丙25参照）。

という本件要件ハの文言と合致するだけでなく、被告国準備書面(2)7ないし9ページ、42及び43ページ、被告国準備書面(1)12ページで述べたとおり、外為法の趣旨や所管行政庁である経済産業省の解釈とも合致するものであることを指摘して、原告らが依拠する法解釈がいずれの点においても誤りであることを主張するとともに、仮にその法解釈に正当な点があるとしても、上記の諸事情等に鑑みれば、これと異なる法解釈を正当と判断した

検事による各判断内容が合理性を欠くとはおよそいえないことを主張するものである。

したがって、被告国は、検察官が本件各勾留請求及び本件各起訴に当たって行った本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性の判断に係る裁判所提示の争点(1)ないし(3)に論理的に先行する争点として、別途、法解釈論上の争点(1)本件要件ハの「殺菌」に「乾燥殺菌」が含まれないか、(2)貨物等省令2条の2第1項該当性が認められるためには、同項2号に規定された細菌の一種類を殺菌することができることでは足りないか、(3)曝露防止のための構造を備えていることが規制要件となるか)があることを指摘する。

(3) 裁判所提示の争点(4)及び(5)について

裁判所提示の争点(1)ないし(3)が、いわば前記(2)の①本件要件ハの法解釈に關わる争点であるのに対し、裁判所提示の争点(4)及び(5)は、いずれも前記(2)の②本件各噴霧乾燥器へのあてはめに關する検討の不合理性に關わる争点であると考えられる。

このうち、裁判所提示の争点(4)は、本件各噴霧乾燥器のうち、RL-5型のみの最低温箇所に關するものであり、L-81型の最低温箇所に關するものが含まれていない。したがって、本件訴訟の具体的な争点は、正確には、「検事が本件各勾留請求時点や本件各起訴時点において本件各噴霧乾燥器の最低温箇所を「バグフィルタ下部」(RL-5型)及び「ダクト内」(L

— 8 i 型) と判断し、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると判断したことが不合理といえるか」である。

他方、裁判所提示の争点(5)については、これを前記(2)の②のあてはめに關する争点とすることに異論はない。

(4) 結論

以上のとおり、被告国が認識する本件訴訟の基本的な争点は「[] 檢事が本件各勾留請求時点及び本件各起訴時点において本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると判断したことが不合理といえるか」であり、具体的な争点は、前記(2)で指摘した法解釈論上の争点及びこれに關連するものとして裁判所提示の争点(1)ないし(3)に係る争点並びに前記(3)で指摘した「[] 檢事が本件各勾留請求時点や本件各起訴時点において本件各噴霧乾燥器の最低温箇所を「バグフィルタ下部」(R L — 5型) 及び「ダクト内」(L — 8 i 型)と判断し、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると判断したことが不合理といえるか」及び裁判所提示の争点(5)である。

以上

令和3年(ワ)第23302号 損害賠償請求事件
事務連絡

令和4年5月13日
東京地方裁判所民事第34部合議甲B係

日時	令和4年5月13日午前10時30分
概要	<p>1 裁判所は、被告らに対し、原告らから提出された5月11日付調査嘱託申立書について、被告らの意見を6月10日までに提出するよう求める。</p> <p>なお、6月10日以降、意見の提出がなかった場合は、意見を待たず裁判所で判断する可能性がある。</p> <p>2 本件事案の争点につき以下のとおり裁判所から示した。原告ら及び被告東京都は、争点は以下のとおりであることを確認した。被告園は、被告園に係る争点について、検討の上、追って回答する。</p> <p>【争点】(責任論)</p> <p>(対被告ら)</p> <p>本件要件への該当性について</p> <p>(1) 「殺菌」に「乾燥殺菌」が含まれるとの判断が不合理といえるか。</p> <p>(2) 本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌することができれば足りると判断したことが不合理といえるか。</p> <p>(3) 曝露防止のための構造を備えていることが規制要件でないと判断したことが不合理といえるか。</p> <p>(4) 本件噴霧乾燥機1内部の温度が上がらない箇所を「バグフィルタの下部」と特定したことが不合理といえるか。</p> <p>(5) 噴霧乾燥機により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかつたことが不合理といえるか。</p> <p>(対被告東京都)</p> <p>(1) 原告島田の取調べの違法性 (⑦長時間の取調べ、①事前に恣意的な調書作成、⑦確認・修正の機会の妨害、②誘導・詐術的文書・恫喝等)</p> <p>(2) 原告島田の弁解録取扱い作成上の違法 (⑦あらかじめ作成した弁解録取扱い書に署名・押印を求める、⑦修正依頼に応じない、⑦弁解録取扱い書を意図的に裁断)</p>

	<p>3 原告らは、6月24日までに文書送付嘱託の申立てにつき、争点との関連性を踏まえ、文書提出の必要性について説明を補充する。</p> <p>4 原告らは、6月24日までに被告らの準備書面に対し、上記各争点について反論準備書面を提出する。</p>
--	--

調査嘱託についての意見提出期日		
原告	1 6月24日までに反論書面の提出 2 文書送付嘱託の申立てにつき、6月24日までに文書提出の必要性の説明を補充	
被告国	1 調査嘱託についての意見を6月10日までに提出 2 期日で示した争点について検討し、意見を回答	
被告 東京都	1 調査嘱託についての意見を6月10日までに提出	

令和4年7月13日（水）午前10時40分

以上